

令和3年第1回定例会

## 胆振東部消防組合議会会議録

令和3年3月23日 開会

令和3年3月23日 閉会

胆振東部消防組合

# 第1回胆振東部消防組合議会定例会

令和3年3月23日（火曜日）

## ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 行政報告
- 4 施政方針
- 5 一般質問
- 6 提案理由の説明
- 7 議案第1号「令和2年度胆振東部消防組合補正予算（第4号）」
- 7 議案第2号「鶴川支署消防庁舎外構工事第2工区請負契約の締結について」
- 8 議案第3号「鶴川支署消防庁舎建設工事（建築主体）請負契約の締結について」
- 9 議案第4号「鶴川支署消防庁舎建設工事（機械設備）請負契約の締結について」
- 10 議案第5号「鶴川支署消防庁舎建設工事（電気設備）請負契約の締結について」
- 11 議案第6号「令和3年度胆振東部消防組合予算について」
- 12 報告第1号「現金出納例月検査の結果報告につて」

## ○出席議員

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 梅森敬仁君 | 2番 | 工藤秀一君 |
| 3番 | 橋本豊君  | 4番 | 大捕孝吉君 |
| 5番 | 山崎満敬君 | 6番 | 星正臣君  |

## ○出席説明員

- |        |        |
|--------|--------|
| 管理者    | 宮坂尚市朗君 |
| 副管理者   | 西野和博君  |
| 代表監査委員 | 佐藤公博君  |
| 消防長    | 松永忠昭君  |
| 消防署長   | 稲葉博徳君  |
| 総務課長   | 横井幸男君  |
| 安平支署長  | 寺島博一君  |
| 追分出張所長 | 小笠原規人君 |
| 厚真支署長  | 工藤芳一君  |
| 鶴川支署長  | 斉藤実君   |
| 穂別支署長  | 前田尚君   |

## ○出席事務局職員

- |    |       |
|----|-------|
| 局長 | 立石恵輝君 |
| 書記 | 蛭子雅文君 |
| 書記 | 宮坂賢一君 |

開会 午前10時00分

## ◎開会の宣告

- 議長 只今の出席議員は、6名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回胆振東部消防組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長 長 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議規則第89条の規定により、1番梅森議員、2番工藤議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長 長 日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。  
お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間といたします。  
これにご異議ありませんか。  
〔「異議無し」という声あり〕  
異議無しと認めます。  
よって会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

- 議長 長 日程第3、「行政報告」を求めます。 松永消防長。
- 消防長 (記載省略、議事録音有り)
- 議長 長 以上で松永消防長の行政報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。  
〔「無し」という声あり〕  
質疑無しと認め質疑を終わります。

◎日程第4 施政方針

- 議長 長 日程第4、「施政方針」を求めます。宮坂管理者。
- 管理者 (記載省略、議事録音有り)

◎日程第5 一般質問

- 議長 長 日程第5、「一般質問」に入ります。一般質問については、山崎議員から通告があり、質問事項は2件であります。質問、答弁ともに簡潔かつ明瞭をお願いいたします。  
それでは、発言を許します。5番山崎満敬議員。
- 山崎議員 通告に基づきまして、2件ほど質問させていただきます。  
まず、1件目についてであります。  
安心、安全の生活の確保についてであります。

今年の1月18日午後2時頃むかわ町の宮戸で家屋の火災が有り水槽車、消火栓を水源とした放水が行われました。水槽車の水もなくなり消火栓を水源とした放水が行われましたが、水圧の関係で筒先の数にも限界が有り鎮火までに時間がかかりました。夏場であれば、消火栓や用水を水源とすることが出来たかもしれませんが、自然の水源確保が難しい場合に宮戸地区で火災が発生した時の備えに防火水槽が必要と考えますが、見解を伺います。

○議 長 今の質問について答弁願います。松永消防長

○消 防 長 ご質問の宮戸地区防火水槽につきましては、現在むかわ町と防火水槽の設置に向けて打ち合わせを始めたところであります。発災当時の状況を説明しますと、火災のありました場所から約200メートルの所に旧鷓川消防団第3分団詰所跡地にあった防火水槽が、既に撤去済みであり、代替水利として消火栓がありましたが、十分な能力であったとはいえない状況にあり、鎮圧に時間を要したと分析しています。防火水槽撤去理由は、昨年10月頃に地権者より防火水槽用地の返却を求められたことによるものであります。本来であれば消火栓などの周辺水利を検証したうえで、必要な措置を講ずるべきところでありました。幸い、近隣への延焼や人命を脅かすことには至りませんでした。水利の確保に関して配慮が不十分であったと反省しているところであります。今後におきましては、現行水利基準による点検や水利施設の設置計画を見直すとともに、火災出動計画の一部を改正し、火災出動区分の第1出動においても新たに隣接支署等の消防隊が直ちに出動する体制を構築し、新年度から運用します。先の火災においても火災の拡大期には火勢を鎮圧するためには初期の段階で多くの水量が必要となります。火災の規模にもよりますが通常タンク車1台大型水槽車1台出動し同時に消防団の招集、非番、週休者の出動となります。第一陣の現場到着時にはタンク車約3,000リットルと大型水槽車10,000リットルの約13,000リットルの積載水で鎮圧にあたることとなりますが、約20分～25分間の消火活動時間となり、その間に後続の水利部署した隊からの補給を待つこととなります。一般的な住宅火災においては火勢の鎮圧状態までに平均すると約22,000リットルの水量が必要でありますので、隣接する支署等より大型水槽1台分の10,000リットルの水量を補給することが出来るよう改正したものであり、初期消火活動時に水量が不足する事態は解消されると考えています。

○議 長 山崎議員

○山崎議員 今言ったとおりちょうど今そこに会館を建設しているので、駐車場用地が沢山あるので、そこにむかわ町と計画を立て安心安全の生活のために防火水槽を用意して頂ければと思います。今ちょっと消防長の答弁の中にあつたのですが、水槽車1台各町村が持っているものを行ってもらおうという事ですが、ちょっと危険だと言うことが1点あります。各町に1台位しか無いですね水槽車の機能、2台有るところもありますが、1台しか無い所で応援に駆けつけた時、その町村で火事になったらどうするのかをどのように考えているのかを伺います。

○議 長 松永消防長

○消 防 長 現在応援の体制については、野火等の危険地域では出来るだけ水槽車を残し、建物火災が発生した場合近隣の消防から応援する、更に応援で空白とな

った部分は、更に近隣のところがバックアップするという体制を取ろうと考えています。追加にお話ししたい事があります。今後の水利の確保につきましては、現在設置の基準となっている消防水利の基準による市街地・準市街地またこれに準ずる地域における水利計画とは別に、組合管内全体で、ゾーニングをした上で整備優先順位の設定を基に整備計画を作っていきます。

しかしながら、それでもカバーできない所は当然出てきますことから、本年4月から運用を開始致します近隣署所の管轄出動を行い、更に出動隊員並びに現地において応援の判断に躊躇する場合も考慮しリエゾンの派遣等、署所全体でフォローしていく体制を構築し、限られた消防力を運用していき、先に整備致しました消防救急デジタル無線設備の更新にあわせて通信指令を統合、位置情報並びに地図検索システム等により効率的かつ機動的に組合全体を運用できるよう体制を構築していきたいと考えております。

○議 長 山崎議員

○山崎議員 総合的なバックアップを築いて頂き安心致しました。防火水槽の件についてはよろしくお願い致します。

次に消防団員の報酬等について3点お伺いします。消防団員の報酬の改正については、平成14年の改正後改正が行われていません。通常であれば人事院勧告の時に改正を検討すべきと思われますが、20年近く据え置かれた事についての考えを伺います。次に消防団員の費用弁償の改正について、平成9年の改正後改正が行われていません。通常であれば人事院勧告の時に改正を検討すべきと思われますが、24年近く据え置かれた事についての考えを伺います。もう1点、消防団の分団活動費について、組織として慶弔費等の支出する場合がありますが、分団活動費なる物が正式にはなく、各分団苦慮されていることと思われます。飲食費については災害時などを除き無理ではありますが、分団活動経費の創設についての見解を伺います。

○議 長 今の質問について答弁願います。宮坂管理者

○管 理 者 私の方からは、最初の1・2の報酬、費用弁償について説明させて頂きます。そして、3つ目の分団の活動費については消防長の方から説明させて頂きたいと思えます。消防団員の報酬が平成14年から据え置かれているというご指摘であります。我々が調べたところ平成13年の改正でございました。

まず、なぜ毎年見直しを行わないというご指摘でした、まずですね人事院勧告と消防団員の報酬あるいは費用弁償については、全く別の組織と捉えておりまして、よるべき所はですね唯一消防交付税の単位事業の測定値をもって比較検討しているところで有ります。これもですね今現在は、団員基準で見ますと消防庁の標準値としては、36,500円という数字が示されております。それに対しまして胆振東部消防組合は28,000円と言う事でございますのでご指摘のように団員としては非常に低位な状況にあるという状況であります。比較しますと77%にしか到達していないと言う事でございます。この数値が全国的に見てあるいは全道的に見てどのような状況かと申し上げますと全国平均になりますと条例を平均した物は30,925円これと比べますと約91%にしかならない、それから全道平均は若干全国平均より高く32,275円これと比較しますと87%にしかならないという状況でございます。それ以上の団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長と階級に合わせた消防庁の基準もございまして、それと比較する胆振東部の状態がどうなのか、あるいは比較する物として胆振管内全体の各消防団の位置づけがどうなのか様々な比較検討をこれまででもしてまいりましたが、どちら

かという胆振管内はやや抑え気味でその抑え気味の胆振管内で胆振東部消防組合の団としては中間より少し上位という状況になってございます。特に一番低いところでは団員としては、22,000円しか支給されていない所もでございます。この背景は、全体の財政力の問題、報酬と費用弁償の係数、これらを総合的に合わせて消防団員を育成するか、各町の覚悟が示されていると思いますし、また時代背景として戦後まもなく無報酬が唯一の報酬であると消防団に伝わる伝統、そういった物を背景としてやたら高く設定するのはいかがなものかと言う先輩からの指導もあってなかなか各世代の管理者としても報酬を引き上げること、あるいは各構成町の財政状況を鑑みましてなかなか思い切った引き上げが出来ないと言うのがこれまでの事情だと思っております。先ほどの施政方針でも申し上げましたが、現実には団員を確保するのが困難になっている事情また、各団員も生業を持ちながら危険を顧みず消火活動それから災害対策を行って頂いておりますので、大きな額では決して無いと思っております。もう一度内部で検討して、各構成町と議論したまいたいと思っておりますし、また、消防庁としてもまた再度議論を深めているところであります、その経過を見てどの位の額に引き上げていくべきなのか、あるいは時間をかけながら近づけていくべきなのか検討させて頂きたいと考えております。

それから二つ目の費用弁償の関係でございます。以前山崎議員のご質問がありました、災害時の警戒活動の際に24時間働いても6,000円かと言う質問もありましたが、一度我々も足下を振り返りいろいろ検討し、ご案内の通り改正条例を議決して頂いたところであります。そういう意味では、国が示している1日7,000円と言う出勤費用弁償と比較しますと胆振東部消防組合の場合は、あくまでも4時間単位でございますので、4時間を超えて8時間になりますと12,000円いわゆる国が示す標準額を上回っているという事になりますので、先ほど申し上げましたように報酬に重きを置くのか、費用弁償に重きを置くのか、それから定数をどのように確保するのか、この辺を総合的に検討して行かなければならないなと考えてございます。その総額については、それぞれの構成町で地方自治法が基準財政需要額にどの程度の費用が補償されているのか比較しながら構成町とあるいは組合内部でしっかり検討していきたいと思っております。以上です。

○議 長 松永消防長

○消 防 長 3番目の分団活動費についてでございます。消防団の慶弔費等につきましては、団長交際費としてのみ必要な予算措置をさせて頂いております。ご質問の各分団における活動経費については、各分団における独自の取り組みでありますので、組合での予算化は出来ないと考えております。また、それぞれの団における互助会的活動などの財源確保についても、それぞれの団における公正な運営が確保されていなければなりません、あくまでも団長会や団の自主的活動との理解でありますので、組合としての組織的運用は厳禁とされていますことをご理解ください。

○議 長 山崎議員

○山崎議員 まず1点目の報酬、2点目の費用弁償について、いろいろこれから検討されると思います。いっぺんにやるのでは無く、各構成町の財政状況も有るので、何年かに一度100円とかその位の金額で良いと思うんです。消防団員にまた上げてくれたんだと言う事で消防団員のやる気を起こさせるという意味で何年かに一度報酬と費用弁償の改正を行って頂ければ、消防団員のやる気また、新入団員の勧誘の為になると思いますのでお願いします。

それと、消防団の活動経費ですが、今消防長が言ったとおりなかなか大変な事かと思えます。将来に向けていろんな事で出来るように検討して頂くようお願いします。

- 議 長 山崎議員よろしいですか。  
以上で一般質問を終わります。

◎日程第6 「提案理由の説明」

- 議 長 日程第6「提案理由の説明」をもとめます。 宮坂管理者

- 管 理 者 (記載省略、議事録音有り)

◎日程第7 議案第1号 令和2年度胆振東部消防組合補正予算(第4号)について

- 議 長 日程第7、議案第1号「令和2年度胆振東部消防組合補正予算(第4号)について」を議題といたします。  
本案について説明を求めます。横井総務課長。

- 横井課長 (説明省略)

- 議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

[「無し」という声あり]

質疑無しと認め質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

[「無し」という声あり]

討論なしと認めこれで討論を終わります。

議案第1号について、採決を行います。

本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程8 議案第2号 鶴川支署消防庁舎外構工事第2工区請負契約の締結について

- 議 長 日程第8、議案第2号「鶴川支署消防庁舎外構工事第2工区請負契約の締結について」を議題といたします。  
本案について説明を求めます。横井総務課長。

- 横井課長 (説明省略)

- 議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

質疑無しと認め質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

討論なしと認めこれで討論を終わります。

議案第2号について、採決を行います。

本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第9 議案第3号 鷓川支署消防庁舎建設工事（建築主体）請負契約の締結について

○議 長 日程第9、議案第3号「鷓川支署消防庁舎建設工事（建築主体）請負契約の締結について」を議題と致します。  
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 （説明省略）

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

質疑無しと認め質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

討論なしと認めこれで討論を終わります。

議案第3号について、採決を行います。

本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第10 議案第4号 鷓川支署消防庁舎建設工事（機械設備）請負契約の締結について

○議 長 日程第10、議案第4号「鷓川支署消防庁舎建設工事（機械設備）請負契約の締結について」を議題と致します。  
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 （説明省略）

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「無し」という声あり〕



質疑無しと認め質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

討論なしと認めこれで討論を終わります。

議案第4号について、採決を行います。

本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第11 議案第5号 鶴川支署消防庁舎建設工事（電気設備）請負契約の締結について

○議 長 日程第11、議案第5号「鶴川支署消防庁舎建設工事（電気設備）請負契約の締結について」を議題と致します。  
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 （説明省略）

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

質疑無しと認め質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

討論なしと認めこれで討論を終わります。

議案第5号について、採決を行います。

本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第12 議案第6号 令和3年度胆振東部消防組合予算について

○議 長 日程第12、議案第6号「令和3年度胆振東部消防組合予算について」を議題と致します。  
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 （説明省略）

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

質疑無しと認め質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕  
討論なしと認めこれで討論を終わります。  
議案第6号について、採決を行います。  
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」という声あり〕  
異議なしと認めます。  
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第13 報告第1号 現金出納例月検査の結果報告について

- 議 長 日程第13、報告第1号「現金出納例月検査の結果報告について」は、議案書21ページから25ページに記載のとおり監査報告でございますので「報告済み」と致します。

◎閉会の宣言

- 議 長 以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。これをもちまして、令和3年第1回胆振東部消防組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時50分